

「多賀城創建1300年記念事業キャッチフレーズ・ロゴマーク制作業務」公募型プロポーザル実施要領

令和3年10月

多賀城創建1300年記念事業実行委員会

(事務局：多賀城市)

## 「多賀城創建1300年記念事業キャッチフレーズ・ロゴマーク制作業務」に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

本市の名前の由来となった多賀城は現在、「多賀城跡附寺跡」として国宝にあたる特別史跡に指定されており、多賀城の創建や改修が刻まれた多賀城碑も史跡内で大切に遺され、重要文化財に指定されている。「賀（よろこび）多き城」とも読むことができるように、その名の由来は国家の安寧と繁栄を願ったとも言われている。1300年という長い時間、連綿と続いてきた悠久の歴史、文化、そして人々の営み。東北のみならず、日本の歴史を語る上でも多賀城は「唯一無二の存在」である。

本業務は、令和6年に多賀城創建1300年という記念の年を迎えることを、東北だけでなく、全国へと広く周知するためのツールとして、キャッチフレーズとロゴマークを制作するため、「多賀城創建1300年記念事業キャッチフレーズ・ロゴマーク制作業務」に係る公募型プロポーザルを実施するものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務名

多賀城創建1300年記念事業キャッチフレーズ・ロゴマーク制作業務

#### (2) 業務内容

別紙「多賀城創建1300年記念事業キャッチフレーズ・ロゴマーク制作業務」委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

#### (4) 業務委託費上限額（予定金額）

1,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てをしていない者であること。
- (2) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員等に該当しないものであること。
- (4) 本業務の円滑な遂行に必要な関連知識や企画能力を有すること。

- (5) 宮城県内（主に多賀城市内）に主たる事業所等を有しており、必要に応じて担当者が委託者の指定する場所に来ることができること。

#### 4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込受付時に提出された書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査により、優先契約候補者1者を選定する。

なお、優先契約候補者との交渉が決裂した場合、次点者を契約候補者として選定する。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり

内容	期間等
募集要領の公表	令和3年10月25日（月）
質問書の提出期限	令和3年10月29日（金）午後5時
質問への回答	令和3年11月 2日（火）までに回答を公表
参加申込書、企画提案書等 提出期限	令和3年11月 9日（火）午後5時
プレゼンテーション（選定 委員会）	令和3年11月12日（金）
審査結果の通知	選定委員会に参加した者に別途通知
契約締結	令和3年11月下旬【予定】

#### 5 質問の受付及び回答

##### (1) 受付方法

質問書（様式1）に質問内容を記載の上、E-mailにより提出すること。

##### (2) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

##### (3) 受付期間

令和3年10月25日（月）から同月29日（金）午後5時まで

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和3年11月2日（火）までに多賀城市ホームページ内にて公表する。

多賀城市ホームページアドレス：<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

※質問への回答は、一定期間ごとに随時行うこともあるので注意すること。

#### 6 参加申込書及び企画提案書の受付

##### (1) 申込受付期間

令和3年11月4日（木）から同月9日（火）まで（土、日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 申込書兼誓約書（様式2）	1部
イ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類	各1部
ウ 企画提案書表紙（様式3）	10部
エ 暴力団排除に係る誓約書（様式4）	1部
オ 企画提案書（様式自由）	10部

※企画提案書の用紙サイズはA4、枚数は両面印刷で15枚（計30面）以内とします（A3サイズを折り込み、A4とすることも可とします。）。

カ 過去3年度以内（平成31年4月1日から現在まで）における本業務と類似の業務実績を示す資料	10部
キ 参考見積書（様式5）	10部
ク 参考業務費内訳書（様式自由）	10部
ケ その他参考資料	10部

(4) 受付場所

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 申込方法

上記受付場所まで直接又は郵送（期限内必着）で提出すること。（電話、FAX、E-mail等による受付は行わない。）

7 申込み及び企画提案の無効

(1) 上記3に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの
- イ 企画提案書の内容が、当該募集要領に定める要件に適合しないもの
- ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの
- エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

8 審査

(1) 参加資格要件の審査

参加申込受付時に提出された書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

(2) プレゼンテーション（選定委員会）

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者1者を選定する。

ア 日時及び会場

令和3年11月12日（金）14時から

多賀城市役所3階・第1委員会室

なお、審査に係る順番は、実行委員会で決定するものとする。

イ 出席者

提案者1者につき、本委託業務の主な担当者等を含め3名以内とする。

ウ 審査会の内容

(ア) 内容

企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）

(イ) 時間

提案者1者につき、プレゼンテーションは15分以内、ヒアリングは10分程度を目安とする。

(ウ) 審査項目

区分	評価項目	評価内容
概要 実績	事業者等の概要	事業者等の規模・保有技術・資格状況
業務 体制	業務実施体制	配置予定技術者の資格、経歴等
	業務の工程管理等	工程管理、業務への取組姿勢
提案 力	的確性（業務の理解度）	文化芸術創造都市への理解と事業への反映能力
		文化財の活用及び歴史まちづくりへの理解と事業反映能力
		文化芸術を媒介とするコミュニティ形成への理解と事業反映能力
		多賀城創建1300年記念事業の促進と意味付けへの理解・共感・意欲
	実現性（提案の実現性）	提案内容の実現性
独創性（有用な提案）	インパクト・その他有用な提案	

エ 準備物

プロジェクター、スクリーン、電源コンセントは選定委員会で用意することとし、プレゼンテーションに必要なパソコンその他物品等は提案者が用意することとする。

なお、パソコンとプロジェクターの接続規格は、HDMIで接続するので、それに適合するパソコン等を用意すること。

オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準を超える企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、第1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

カ 選定結果の公表

審査の結果については、審査会後おおむね1週間以内に審査会に参加した者全員に選定結果を書面で通知する。

(3) その他

ア 審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、該当者なしとする場合があり、再度選定の機会を設ける場合がある。

イ 選定委員会の委員は、必要に応じ所掌事務に関係のある事項について、専門的な知識又は経験を有する者に意見を聴取することができることとし、その者は審査会に出席できることとする。

## 10 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務に係る履行の全部又は市が指定した主要な部分並びに契約金額のおおむね2分の1以上に相当する部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを原則禁止とする。

### (2) 権利の帰属等

成果品及び乙が本業務のために作成した著作物は、原則として全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用し、複製し、及び流用してはならない。

### (3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報を委託者の許可なく公表してはならない。

### (4) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行に当たって知り得た個人情報を適切に管理しなければならず、その利用及び提供は本人の同意を得た範囲に限るものとする。

## 11 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しないものとする。

(3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出を認めないものとする。

(4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

## 12 問合せ先

多賀城創建1300年記念実行委員会事務局（多賀城市市長公室市民文化創造担当内）

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所2階

電話 022-368-1141（内線262）

FAX 022-368-2369

E-mail sozo@city.tagajo.miyagi.jp

# 多賀城創建1300年記念事業キャッチフレーズ・ロゴマーク 制作業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

### 1 適用範囲

本仕様書は、多賀城創建1300年記念事業実行委員会（以下「甲」という。）が委託する多賀城創建1300年記念事業キャッチフレーズ・ロゴマーク制作業務委託（以下「本業務」という）に適用する。

### 2 業務の目的

本市の名前の由来となった多賀城は現在、「多賀城跡附寺跡」として国宝にあたる特別史跡に指定されており、多賀城の創建や改修が刻まれた多賀城碑も史跡内で大切に遺され、重要文化財に指定されている。「賀（よろこび）多き城」とも読むことができるように、その名の由来は国家の安寧と繁栄を願ったとも言われている。1300年という長い時間、連綿と続いてきた悠久の歴史、文化、そして人々の営み。東北のみならず、日本の歴史を語る上でも多賀城は「唯一無二の存在」である。

本業務は、令和6年に多賀城創建1300年という記念の年を迎えることを、東北だけでなく、全国へと広く周知するためのツールとして、キャッチフレーズとロゴマークを制作するため、「多賀城創建1300年記念事業キャッチフレーズ・ロゴマーク制作業務」に係る公募型プロポーザルを実施するものである。

### 3 業務の契約期間

本業務の契約期間は、契約締結日から令和4年3月18日（金）までとする。

### 4 業務の実施

本業務は、本仕様書、契約約款等に基づき行うものとする。

また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲と本業務受託者（以下「乙」という。）が必要に応じ協議の上、対応するものとする。

### 5 業務内容の変更

業務内容を変更しようとする場合は、書面をもって協議し、甲の承諾を得てから行うものとする。ただし、軽微な変更として取り扱う事項に関しては、変更契約を伴わないものとする。

### 6 資料の貸与及び取扱い

甲は、本業務実施に必要な資料等を乙に貸与するものとする。乙は、貸与品の管理責任を明確にし、常に善良な管理を行わなければならない。

### 7 報告及び打合せの義務

(1) 乙は、甲と綿密に連絡を取り、必要に応じて進捗状況の報告や打合せを行うものとする。



(2) 乙は、その都度協議記録簿を作成し、甲に提出するものとする。

## 8 本業務の瑕疵

本業務について乙の責による瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い修正及びその他必要な作業を乙の負担において行うものとする。

## 9 権利の帰属等

成果品及び乙が本業務のために作成した著作物は、原則として全て甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用し、複製し、及び流用してはならない。

## 10 守秘義務

乙は、業務上知り得た情報を甲の許可なく公表してはならない。

## 11 個人情報の保護

乙は、本業務の履行に当たって知り得た個人情報を適切に管理しなければならず、その利用及び提供は本人の同意を得た範囲に限るものとする。

## 12 環境配慮事項

乙は、業務の範囲内において、環境に配慮した事項を可能な限り実行するものとする。

## 13 暴力団等排除

(1) 乙は、本業務の履行に当たり暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察へ通報等を行わなければならない。

(2) 乙は、上記により警察に通報を行った場合には、速やかに市長公室長（以下「室長」という。）にその内容を書面により報告しなければならない。

(3) 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、事務局長と協議を行うこと。

## 第2章 業務内容

### 14 業務内容

本業務は、次に掲げる「多賀城創建1300年記念事業キャッチフレーズ・ロゴマーク制作業務」の企画にあたっては、以下の要件に沿って提案してください。

#### (1) 唯一無二の歴史的・文化的価値

創建1300年を迎えることがいかに歴史的・文化的価値があるものなのかを踏まえながら、悠久の時の流れを感じさせる多賀城の魅力を発信できるような親しみやすく、印象的なキャッチフレーズ・ロゴマークに仕上げること

#### (2) 参加型の事業企画

キャッチフレーズとロゴマークは公募型とし、プロのデザイナーに限らず、誰でも気軽に参加できるようにすること

### (3) プロモーション事業

制作したキャッチフレーズ・ロゴマークは、必要に応じてプロのデザイナーによるリデザイン（手直し）を検討し、多くの人に周知できるようなプロモーションを企画すること。

### (4) 安全管理等

ワークショップなどの人を集めるような事業を実施する場合は、新型コロナウイルス感染症防止のため、十分な感染対策を施すこと。

## 15 本業務の実施に係る注意事項

各種事業を実施した際は、事業ごとの参加人数とそのうちの市内参加者割合、地域社会での交流が深まったと感じる参加者の割合、地元への愛着や誇りが向上した参加者の割合を集計して甲に報告することとします（市内参加者割合について全数把握できない場合は、参加者からのアンケート調査による抽出調査による方法も可能とします）。

事業の実施状況は、広く市内外に発信することとしますので、甲に提出する業務報告書と別に、各種事業の実施状況をまとめた電子データも納品することとします。

## 16 業務計画等

乙は、本業務の実施に当たり、業務の目的及び内容を的確に把握し、業務計画を立案するとともに、必要な準備を行うものとする。なお、乙は、甲に契約締結後速やかに業務計画書を提出し、甲の承認を得るものとする。

## 17 成果品

乙は、業務完了に当たり、甲に次に掲げる図書等を提出すること。

- (1) 完了届
- (2) 業務報告書 一式
- (3) 業務により作成した資料等 一式
- (4) その他甲が必要とする図書 一式
- (5) (2)から(4)までの電子データ（PDFファイル） 一式
- (6) キャッチフレーズ・ロゴマークを活用した試作品

以下のものからいずれか1つ以上

- ・ポスター
- ・エコバッグ
- ・マスキングテープ
- ・コースター
- ・ブックカバー